三　次に掲げる患者

イ　介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者

ロ　短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者

次に掲げる療養

一　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの(1)から(4)までの注11又はロの(1)及び(2)の注8に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）

イ　別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

①　区分番号Ｂ００１の10に掲げる入院栄養食事指導料

②　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料1

③　区分番号Ｂ００５に掲げる退院時共同指導料2

④　区分番号Ｂ００５―１―２に掲げる介護支援等連携指導料

⑤　区分番号Ｂ００５―６に掲げるがん治療連携計画策定料

⑥　区分番号Ｂ００５―６―２に掲げるがん治療連携指導料

⑦　区分番号Ｂ００５―６―４に掲げる外来がん患者在宅連携指導料

⑧　区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料

⑨　区分番号Ｂ００５―７―２に掲げる認知症療養指導料

⑩　区分番号Ｂ００５―８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料

⑪　区分番号Ｂ００５―９に掲げる排尿自立指導料

⑫　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料

⑬　区分番号Ｂ００７―２に掲げる退院後訪問指導料

⑭　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料

⑮　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料

⑯　区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注1、注3、注4、注7、注8又は注10から注16までに掲げる場合に限る。）

⑰　区分番号Ｂ００９―２に掲げる電子的診療情報評価料

⑱　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)

⑲　区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

ロ　別表第一第2章第4部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

①　第1節通則第4号のイに規定する点数

②　区分番号Ｅ００１の1に掲げる単純撮影

③　区分番号Ｅ００２の1に掲げる単純撮影

ハ　別表第一第2章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）

ニ　別表第一第2章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）

ホ　別表第一区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び別表第一区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料

ヘ　別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

①　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法

②　区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法

③　区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法

④　区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（注5に掲げる場合を除く。）

⑤　区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注6に掲げる場合を除く。）

⑥　区分番号Ｉ０１２に掲げる精神科訪問看護・指導料

⑦　区分番号Ｉ０１６に掲げる精神科在宅患者支援管理料

ト　別表第一第2章第9部に規定する点数（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）

チ　別表第一第2章第10部から第12部までに規定する点数

二　次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの(1)から(4)までの注11又はロの(1)及び(2)の注8に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ　別表第一第1章第1部に規定する点数

ロ　別表第一区分番号Ａ４００の1に掲げる短期滞在手術等基本料1

ハ　別表第一区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料

ニ　別表第一区分番号Ｂ０１０―２に掲げる診療情報連携共有料

ホ　別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数

ヘ　別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ト　別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

チ　別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

①　区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料

②　区分番号Ｉ０１１―２に掲げる精神科退院前訪問指導料